

# 草加青年会議所OB会 会則

- (名称) 第1条 この会は、草加青年会議所OB会と称する。
- (事務所) 第2条 この会は、事務所をJCルームに置く。
- (目的) 第3条 この会は、公益社団法人草加青年会議所の支援につとめ、会員の親睦をはかり、教養の向上につとめることを目的とする。
- (組織) 第4条 この会は、草加青年会議所の卒業生で、この趣旨に賛同する者をもって組織する。
- (事業) 第5条 この会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。  
(1) 文化、教養、体育に関すること。  
(2) 会員相互の親睦をはかること。  
(3) その他会員が必要と認めること。
- (役員) 第6条 この会に、次の役員を置く。  
会 長 1 名 副 会 長 6 名 専務理事 1 名  
理 事 若干名 会 計 2 名 書 記 2 名  
監 査 3 名  
※その他、会長が必要と認めるとき、その他の役員・補佐を単年度において置くことができる。
- 第7条 役員任期は2ヶ年とする。
- 第8条 役員は、会員の互選により選出する。
- (会議) 第9条 この会は、年1回総会を開催する。
- (会計) 第10条 この会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。  
会費の徴収期間及び額は、草加青年会議所卒業後15年目まで1ヶ年15,000円とし、16年目よりは1ヶ年7,000円を30年目までとする。  
尚、本条項の見直しが必要と判断される場合は、当該年度の役員会で検討する。
- 第11条 会費の納入は、指定の銀行より自動振替を原則とする。  
会費を3か年未納の場合は退会を勧告し、その後の一切の連絡はしない。  
物故会員の場合はそのかぎりではない。
- (雑則) 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日まで、とする。
- 第13条 この会則に定めのない事項で、運営に必要な事項は役員会で定める。
- (付則)
- (内規) 1 慶弔規定  
(1) 会員又は会員親子、配偶者の死亡 10,000円 花環1基。  
(2) 慶弔通知は、会員及び会員親子、配偶者までを対象とする。  
この他において通知を希望する会員及び非会員は、実費の負担を必要とする。  
その他、特に必要と認めた事項については、役員会で定める。